



問い合わせ先

海事局安全基準課 今井(内線 43-952)、芝田(内線 43-936)

検査測度課 小武海(内線 44-158):承認試験関連

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8636

平成 21 年 2 月 23 日

国際海事機関(IMO) 第 53 回 防火小委員会の結果について

概要

- ・ 火災試験方法コード(FTP コード)の総合見直しを基本合意。
- ・ 引火性貨物を輸送する油・ケミカルタンカーの爆発防止策を検討。
- ・ 火災安全設備に関する各種性能試験及び承認基準指針案を合意。

2 月 16 日から 20 日まで、国際海事機関(IMO)本部(英国ロンドン)において、60 の国及び地域、18 の機関等が参加して、第 53 回防火小委員会 (FP53) が開催された。我が国からは、海事局安全基準課、在英國大使館、(独)海上技術安全研究所、民間機関等が参加した。主な審議内容・結果は以下のとおり。

1. 火災試験方法コード(FTP コード)の総合見直しについて

FTP コードは、海上における人命の安全のための国際条約(SOALS 条約)で船舶に設備される製品の火災試験、評価、承認の規定を定めたものであり、最新の国際規格や新たな知見を取り入れて総合的に見直すべきとの FP50(2006 年)での我が国提案に基づき、吉田公一氏(海上技術安全研究所)を議長とするワーキンググループで、総合的な見直しが行われている。

今次会合における審議の結果、現行FTPコードに代わる新たな FTP コード案に次の通り合意し、第 86 回海上安全委員会(MSC86、本年 5 月開催)に承認を要請することとなった。

[技術的事項]

- ・ 表面燃焼性試験について、我が国提案に基づき、口火の燃料をアセチレンガスからプロパンガスへ変更し、さらに口火を試験体へ接触させることとした。
- ・ 防火仕切りの耐火試験について、我が国提案に基づき、プレートサーモメータを試験炉温度コントロールに使用することとした。
- ・ 煙・毒性試験のガス分析方法について、我が国から ISO/DIS 21489 に基づき赤外分光フーリエ変換ガス分析計を利用することを主張した結果、ISO 規格を参照規格とすることとした。

[手続事項]

- ・ 型式承認証書の発行・更新に必要となる試験成績書について新 FTP コードに基づいた試験成績書の有効期間を 15 年とすることとした。
- ・ 現行FTPコードによる試験成績書は、発行日から 15 年以内であれば、新コード発効後の型式承認証書の更新に利用できることとした。また、試験成績書の発行日から 15 年を経過した場合でも、新 FTP コードの発効日から 5 年以内であれば、型式承認証書の更新に利用できることとした。

2. 引火性貨物を輸送する油・ケミカルタンカーの爆発防止策について

FP では、引火性貨物を輸送する油・ケミカルタンカーの爆発事故防止のため、総合的な安全対策を検討しているが、今次会合においては、現在、20,000 DWT 以上のタンカーに搭載が義務付けられているイナートガスシステム(IGS)¹を、20,000DWT 未満のタンカーへ拡大することについて集中的に審議を行った。

審議の結果、油タンカー(新造船)については IGS の搭載義務付けを 20,000 DWT 未満に拡大することで合意したが、適用範囲の下限については引き続き審議していくこととした。ケミカルタンカーについては、今回の会議では特段の合意はなされず継続審議となつた。

議場では、船舶の大きさに関わらず新たに建造されるタンカーには一律に IGS を設置すべきとする国と、IGS の適用範囲を船舶の大きさで制限すべきとする国で意見が分かれた。我が国は、費用対効果を十分検証した上で、適用範囲の拡大を検討するべきと主張した。また、適用を拡大する場合には、船舶が小さくなるほど IGS 設置の費用対効果が悪くなることを指摘し、大きさによる下限を設けるべきと主張した。

運用面での安全対策については、我が国よりタンカーの貨物区域における火災・爆発事故例の解析結果に基づき「20,000 DWT 未満のタンカーのみの安全対策」や「修理中等を除いた運航中のみの安全対策」を検討することは適当でないことを報告するとともに、タンカーの貨物区域の運用面の総合的な安全対策に係る勧告案を提示したところ、その有効性が認識されたが、IGS の適用拡大に議論が集中し、今次会合で運用面の総合的な安全対策についての勧告案を詳細に審議するには至らなかつた。

3. 火災安全設備のための性能試験及び承認基準の見直しについて

火災安全設備の性能試験及び承認基準に関する見直しについて、今次会合では、関連するSOLAS条約附属書第II-2章、火災安全設備コード(FSSコード)及び関連指針の改正案等を作成し、海上安全委員会に承認を求めることとなつた。主なものは以下のとおり。

- 固定式泡消火装置の泡原液に対する性能、試験基準及び検査に関する指針の改正
- 固定式火災探知及び警報装置に関する技術基準等の改正(SOLAS条約附属書第II-2章及びFSSコード第9章)
- 試料抽出式煙探知装置の承認基準の改正(FSSコード第10章)
- 非常用消防ポンプの容量に関する解釈(新規)
- SOLAS条約附属書第II-2章第12規則で規定される同等なスプリンクラーシステムの承認指針の改正
- 固定式ドライケミカル消火装置の承認指針(新規)
- 固定式甲板泡消火装置に関する改正(FSSコード第14章)
- 固定式ガス消火装置の受容性に関する指針(新規)
- 同等性を既に認められた固定式ガス消火装置に対する承認有効期限(新規)
- 固定式炭酸ガス消火装置に対する保守点検指針(新規)

4. その他

(1) RO-RO区域等の排水装置の指針

固定式加圧水噴霧装置を搭載している閉囲された車両、RORO及び特殊区域の排水詰まりを防止する設備が国際航海に従事する総トン数500トン以上の貨物船及び国際航海に従事する旅客船に2010年1月1日以降最初の検査から義務付けられる予定である。今次会合では、同設備に関する技術基準の指針案が、最終化され、海上安全委員会に承認を求めることとなつた。また、2010年1月1日以降新たに建造される船舶に適用となる同区域の排水システムの容量に関する技術基準も同指針案に定められた。

(2) 固定式非常用消火ポンプの揚程及び設置位置に関する統一解釈

固定式非常用消火ポンプの揚程及び設置位置に関する統一解釈について、IACSから平衡状態(even keel)でプロペラの2/3が没水という条件でポンプが作動することや、バラスト水交換中の2時間以内であれば適用除外とできること等を含む新たな提案がなされたが合意されず、継続審議となつた。

以上

¹燃焼に必要な酸素を含まないガスの供給により区画内の酸素濃度を制御し、爆発を防止するシステム。一般に、油タンカーでは専用の燃料をボイラーで燃焼させた排ガスが、ケミカルタンカーでは空気中から取り出した窒素が用いられる。